

1. 溶接管理技術者の認証

鋼構造物の製作等において溶接・接合に関する設計、施工計画、管理などを行う技術者の資格であり、JIS Z 3410 (ISO 14731) / WES 8103 において規定された溶接関連業務に関する知識及び職務能力について評価試験を行い、資格の認証を行うものです。この資格は、JIS Z 3400「溶接の品質要求事項」において要求されている溶接管理技術者に必要な資格であり、建築鉄骨の製作工場の認定要件にもあげられるなど、広く一般の溶接構造物の信頼性、安全性の確保に対する社会的要請に応える資格として活用されており、公的にも国際的にも広く認識されているものです。

1.1 適用する規格

- JIS Z 3410 : 溶接管理—任務及び責任 (ISO 14731 の翻訳規格)
 ISO 14731 : Welding coordination—Tasks and responsibilities
 WES 8103 : 溶接管理技術者認証基準

1.2 認証の等級 (レベル)

表 1.1 溶接管理技術者の責務、知識及び職務能力

	特別級	1 級	2 級
責 務	JIS Z 3410/ISO 14731 の表 1 に記載する全業務	JIS Z 3410/ISO 14731 の表 1 の主として 1.3以降に記載の業務	JIS Z 3410/ISO 14731 の表 1 の主として 1.3及び 1.6 以降に記載の業務
知識及び職務能力	溶接技術に関する包括的技術知識と施工及び管理に関する統括職務能力	溶接技術に関する専門知識と施工及び管理等に関する職務能力	溶接技術に関する基礎知識と溶接施工に関する職務能力
参考 職務能力と知識に関するイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 溶接構造物の生産システム及び溶接品質管理体制の計画立案と生産工程ラインの構築、生産・品質・改善活動等 すべての鉄鋼及び非鉄金属材料の性質・特徴・溶接性並びにあらゆる破壊・腐食の原因と対策を熟知している 鉄骨、橋梁、船舶、圧力容器、高温及び低温タンク、化学プラント、火力・原子カプラント等の全ての構造物に対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> 溶接構造物の溶接生産工程及び生産ラインの生産管理、溶接管理及び品質管理 溶接及び溶接関連作業の施工要領書、基準の決定と作成 汎用の鉄鋼及び非鉄金属材料の性質・特徴・溶接性及びこれらに關係する破壊・腐食の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 上級者の指示に従って溶接管理及び品質管理を実施する 溶接施工要領書、基準作成の補助 溶接施工要領書、基準の理解と実行 溶接技能者（作業員）への溶接施工要領書の指示と指導
参考 要求される知識・能力に関するイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 創造、改革、構築及び統括活動 溶接知識全般にわたる広範囲な総合溶接知識 あらゆる生産物に対して精通している あらゆる溶接構造物への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 溶接施工管理改善活動 溶接施工要領書（WPS）及び基準文書作成 汎用金属材料の溶接に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> 汎用溶接構造物の製造又は特定溶接構造物の溶接管理及び監督 汎用又は特定溶接構造物の製造に必要な一般的な溶接知識

1.3 受験条件

表 1.2 受験条件

学 歴 又 は 認 証	等級別の必要職務経験年数		
	特別級	1 級	2 級
① 大学院卒業者（理工系溶接専修）	1	1	1
② 大学院卒業者（理工系）	2	1	1
③ 大学院卒業者（理工系以外）	5	3	1
④ 大学卒業者（理工系溶接専修）	1	1	1
⑤ 大学卒業者（理工系）	3	2	1
⑥ 大学卒業者（理工系以外）	6	4	2
⑦ 短期大学卒業者（理工系溶接専修）	5	3	1
⑧ 短期大学卒業者（理工系）	6	4	1
⑨ 短期大学卒業者（理工系以外）	10	7	4
⑩ 工業高等専門学校卒業者	6	4	1
⑪ 理工系各種専門学校卒業者	—	6	2
⑫ 工業高等学校卒業者（工業高校）	—	7	2
⑬ 工業高等学校以外の高等学校卒業者	—	8	4
⑭ 上記学歴によらない場合	—	—	7
⑮ 1 級認証者	3	—	—
⑯ 2 級認証者	—	3	—

- 備考 1. 表中の経験年数は最小限の必要年数を表す。
 2. 経験年数は溶接技術に関連した職務に専従した期間とし、専従でない場合は職務の実態に応じて査定する。
 3. 経験年数は、学歴については卒業後、認証については認証取得後の年数とする。
 4. ⑤の大学卒業者（理工系）は工業高等専門学校専攻科卒業者を含む。
 5. ⑪の理工系各種専門学校卒業者は、高等学校卒業以上の学歴を有している場合に認められる。

1.4 評価試験の内容

JIS Z 3410/ISO 14731 の表 1 に示す職務能力を確認する試験とし、表 1.3 に示すとおりとします。

表 1.3 評価試験内容の概略

等 級	評価試験科目		筆記及び口述試験内容の概略 （技術知識分野の概略）
	筆記試験	口述試験	
特別級	○	○（必須）	① 溶接方法及び機器 ② 材料及び溶接冶金 ③ 構造及び設計 ④ 施工・応用エンジニアリング
1 級	○	○（免除規定あり）*	
2 級	○	○（免除規定あり）*	

注：*印の口述試験免除は、当協会が認めた研修会に出席し、修了書を取得した者に適用します。

1.5 評価試験の日程、場所

評価試験の日程及び場所などは表 1.4 のとおりとします。

表 1.4 評価試験日程、場所

	筆 記 試 験		口 述 試 験	
	試験日程	試験場所	試験日程	試験場所
前期試験	毎年 6 月	東京及び大阪の他 5～6 ヲ所	毎年 7 月	原則として東京、大阪
後期試験	毎年 11 月	東京及び大阪の他 5～6 ヲ所	毎年 12 月	原則として東京、大阪

1.6 受験の申込、受付

受験の申込受付は、原則として試験日前 40 日までとします。

受験申請書の入手、手続、問合せなどは、当協会本部事務局の溶接管理技術者担当に行ってください。

1.7 試験結果の通知

評価試験の結果は、原則として評価試験実施後 3 ヶ月以内に通知します。

1.8 認証の登録手続

- ① 評価試験に合格した者は、所定の認証登録手続を行わなければなりません（所定の期間内にこの手続を行わなかった場合、資格は登録されません）。
- ② 上記①の認証登録手続を行った者には「適格性証明書」を交付します。

1.9 認証の有効期間、サーベイランス

「適格性証明書」の有効期間は 2 ヶ年とし、この有効期間満了前 3 ヶ月以内にサーベイランスの申請を行い、適格性が維持されていることが確認された場合は、引き続き 3 年間有効の「適格性証明書」が交付されます。

1.10 再認証

資格の登録後 5 年を経過（サーベイランスを受けて 3 年を経過）し、資格を更新しようとする場合は、有効期間満了前 1 年以内に再認証審査を受けなければなりません。再認証審査は、再認証審査申請書に基づく書類審査及び再認証試験（最新の溶接技術に関する演習と筆記試験を含む）により評価する。この再認証審査に合格した場合は、新たに認証登録手続を行わなければなりません。

